

横須賀市報

号外第 13 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

監査委員公表

◇監査の結果報告に係る措置の公表について	1
◇包括外部監査の結果報告に係る措置の公表について	10
◇監査結果の報告について	13

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

令和7年第5号

監査の結果報告に係る措置の公表について

令和7年4月25日付け横須賀市監査委員公表令和7年第4号をもって公表した定期監査結果報告について、市長等から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年8月12日

横須賀市監査委員	鷹野加裕子
同	井上東
同	南まさみ
同	加藤ゆうすけ

[経営企画部]

1 契約に関する事務

契約事務取扱規程によると、検査員は、検査を行ったときは、立会人と連署のうえ、検査書により、主管部長等又は主管課長等に報告しなければならないとされているが、FM放送番組制作委託（4月分）に係る完了検査において、検査書による報告がされていなかったもので、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。（広報課）

措置の内容

完了検査において、検査書による報告がされていなかったことについては、契約事務取扱規程など、実務者及び確認者の契約事務への理解が不足していたことによるものであった。あらためて事務を進めるうえで必要な知識だけでなく、なぜ検査が必要なのかの理解を深めるため、令和7年5月に、広報課長が、経営企画部（企画調整課、都市戦略課、広報課）内の担当者から課長までの職員に対し、今回の指摘事項の内容共有及び具体的な契約事務の進め方について契約事務取扱規程等根拠法令の確認を行いながら研修を実施した。

[総務部]

1 収入に関する事務

専決規程によると、国・県支出金の交付決定は部長の専決事項とされているが、令和6年度神奈川県市町村移譲事務交付金（令和6年6月交付分）の交付決定について、総務部長及び財務課長への報告にかかる起案及び決裁がなかったため、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。（総務課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、専決規程の確認不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、令和7年4月に部内において、担当者から課長までの職員に対し周知徹底した。

2 契約に関する事務

「本庁舎電話交換装置保守管理業務委託」の予算執行伺について、当該案件の随意契約理由書及び仕様書を添付せず、別案件の同理由書等を添付したまま部長まで回議し、決裁を受けていたため、今後は適正な事務処理に改められたい。（総務課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、当該案件の予算執行伺において、他の案件の添付文書と混同して添付し、起案してしまったものを、承認者、決裁者が正しい添付文書が添付されているという先入観から決裁処理をしてしまったためであった。今後は、予算執行について適正な事務処理を行うよう、令和7年4月に部内において担当者から課長までの職員に対し周知徹底した。

3 財産管理に関する事務

- (1) 物品会計規則によると、郵便切手、はがき、レターパック等又は収入印紙の管理については、交付後直ちに消費されるものを除き、所管において物品受払簿（第1号様式）により受払いを明らかにしておかなければならないとされている。

郵便切手の管理において、所属長の確認欄が設けられていない任意の物品受払簿を使用していた。

また、保有枚数と物品受払簿の残数が一致しないものがあったため、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。（総務課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、物品会計規則に基づいた物品受払簿（第1号様式）の使用に関する認識不足及び切手の保有枚数と物品受払簿の残数の確認不足から生じたものであった。今後は、定められた様式に基づいて受払数の適正な事務処理を行うよう、令和7年4月に部内において担当者から課長までの職員に対し周知徹底した。

- (2) 物品会計規則によると、郵便切手、はがき、レターパック等又は収入印紙の管理については、交付後直ちに消費されるものを除き、所管において物品受払簿（第1号様式）により受払いを明らかにしておかなければならないとされている。

郵便切手の管理において、郵便切手等の保有枚数と物品受払簿の残数は一致していたものの、所属長の確認欄が設けられていない任意の物品受払簿を使用していたので、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

（人事課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、物品会計規則の確認不足から生じたものであった。今後は、物品受払簿（第1号様式）により管理するとともに、物品会計規則に基づいた適正な管理を行うよう、令和7年4月に部内において担当者から課長までの職員に対し周知徹底した。

[文化スポーツ観光部]

1 支出に関する事務

- (1) 令和6年度横須賀市社会体育団体等補助金（鶴久保学区体育振興会補助金）の請求書について、補助金の交付決定よりも前の請求年月日が記載されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（スポーツ振興課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、書類受取時及び事務処理において記載内容の確認不足から生じたものであった。

再発防止のため、申請、交付決定、実績報告、請求、支出命令までの流れを再確認するとともに、交付決定通知日、請求日など整合性の確認及び複数人でのチェックを行い、適正な事務処理を行うよう令和7年4月に部内において、担当者から課長までの職員に対し周知徹底した。

- (2) 令和6年度商店街プレミアム商品券事業補助金（久里浜商店会協同組合）の請求書について、補助金の交付決定よりも前の請求年月日が記載されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。（商業振興課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、書類受理時及び事務処理において記載内容の確認不足から生じたものであった。

再発防止のため、申請、交付決定、実績報告、請求、支出命令までの流れを再確認するとともに、交付決定通知日、請求日など整合性の確認及び複数人でのチェックを行い、適正な事務処理を行うよう令和7年4月に部内において、担当者から課長までの職員に対し周知徹底した。

2 契約に関する事務

- (1) 契約事務取扱規程によると、検査員は、検査を行ったときは、立会人と連署のうえ、検査書により、主管課長等に報告しなければならないとされているが、「横須賀美術館 有人警備及び駐車場管理業務（長期継続契約：令和5年12月1日～令和8年9月30日）」にかかる完了検査（令和6年4月～10月分）において、立会人の連署のない検査書により報告されていたので、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（美術館運営課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約事務取扱規程の確認不足から生じたもの

であった。

再発防止のため、OJTやマニュアルの整備等により同規程の確認を徹底し、複数人でのチェックを行い、適正な事務処理を行うよう令和7年4月に部内において、担当者から課長までの職員に対し周知徹底した。

- (2) 契約事務取扱規程によると、検査員は、検査を行ったときは、立会人と連署のうえ、検査書により、主管課長等に報告しなければならないとされているが、「横須賀美術館 清掃業務委託（長期継続契約：2022年10月1日～2025年9月30日）」にかかる完了検査（令和6年4月～10月分）において、立会人の連署のない検査書により報告されていたので、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められる。
- （美術館運営課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約事務取扱規程の確認不足から生じたものであった。

再発防止のため、OJTやマニュアルの整備等により同規程の確認を徹底し、複数人でのチェックを行い、適正な事務処理を行うよう令和7年4月に部内において、担当者から課長までの職員に対し周知徹底した。

- (3) 横須賀美術館受付展示監視業務委託の支出負担行為に添付されていた見積書について、有効期限が過ぎていた。これについては、前回（令和4年度）及び前々回（令和3年度：教育委員会）の定期監査においても、同様の注意事項となっていたので、今後は適正な事務処理に改められる。
- （美術館運営課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、適切な見積書徴取時期の認識不足から生じたものであった。

再発防止策として、課内で改めて指摘事項について情報共有するとともに、適切な見積書徴取時期の認識共有及び有効期限の確認徹底と、複数人でのチェックを行い、適正な事務処理を行うよう令和7年4月に部内において、担当者から課長までの職員に対し周知徹底した。

3 財産管理に関する事務

予算決算及び会計規則によると、前渡金取扱者が資金前渡を受けたときは、確実な方法をもってこれを保管しなければならないと規定されている

が、有料道路通行料及び駐車場使用料の前渡金の管理において、資金前渡受払簿残高と現金残高との照合を行っていなかったため、資金前渡受払簿残高と現金残高がいずれも一致していなかった。今後は資金前渡受払簿残高と現金残高との照合を行い、適正な管理に改められたい。（観光課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、管理方法の不備と事務処理時の確認不足から生じたものであった。

観光課内において、再発防止のため、支出の際に該当支出項目からの支出であることを複数人で確認するとともに、令和7年4月に有料道路通行料と駐車場使用料の保管用袋を色分けし、視覚的に間違いが発生しないよう対策を講じた。

また、資金前渡受払簿残高と現金残高の照合を現金移動の都度確認の他、定期的に（1か月に1回）行い、今後は適正な管理を徹底する。

[市議会議会局]

1 支出に関する事務

- (1) 予算決算及び会計規則によると、資金前渡の精算について、事件又は用務終了後10日（休日を定める条例に規定する本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成し、領収書を添えて会計管理者に提出しなければならないとされているが、資金前渡により行われた全国市議会議長会基地協議会関東部会正副会長・監事・相談役会議における出席者負担金の支出について、令和6年7月30日に用務が終了したものの、令和7年2月12日に行われた定期監査の現金の調査の時点において休日を除く10日を超えて資金前渡の精算が行われていなかったもので、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（総務調査課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、予算決算及び会計規則の認識不足から生じたものであった。

再発防止のため、本件が判明した令和7年2月に、今後は同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう改めて課内職員に周知徹底した。また、定期的に財務会計システムから未精算伝票を抽出することとし、事務処理に遺漏のないよう対策を講じた。

- (2) 政務活動費の支出に関し会派から提出された政務活動費収支報告書について、プロジェクター及びノートパソコンの支出項目が誤って資料購入費として計上されていたので、市議会議会局においては、必要な措置を講じるとともに、政務活動費の支出に係る審査について、適正な事務処理に改められたい。

（総務調査課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、政務活動費収支報告書の審査にあたり記載事項の確認不足から生じたものであった。該当会派に政務活動費収支報告書訂正願の提出を求め、その内容に基づき支出項目の修正を行った。

再発防止のため、令和7年4月に、指摘事項の原因及び今後に向けた適正な事務処理方法について課内職員に周知徹底した。

- (3) 政務活動費の支出に関し議員から提出された政務活動費収支報告書について、自家用車使用による交通費に係る証拠書類（運行記録簿）に走行距離は記載されていたものの、行き先が記載されていないものがあつ

たので、市議会議会局においては、必要な措置を講じるとともに、政務活動費の支出に係る審査について、適正な事務処理に改められたい。

(総務調査課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、政務活動費収支報告書の審査にあたり記載事項の確認不足から生じたものであった。該当議員に運行記録簿の追記を求め、遺漏のない状態に修正した。

再発防止のため、令和7年4月に、指摘事項の原因及び今後に向けた適正な事務処理方法について課内職員に周知徹底した。

横須賀市監査委員公表

令和 7 年第 6 号

包括外部監査の結果報告に係る措置の公表について

令和 7 年 4 月 1 日付け横須賀市監査委員公表令和 7 年第 2 号をもって公表した包括外部監査の結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により次のとおり公表します。

令和 7 年 8 月 12 日

横須賀市監査委員	鷹	野	加裕子
同	井	上	東
同	南		まさみ
同	加	藤	ゆうすけ

[環境部（廃棄物対策課）]

No16 小動物死体処理事業

結果 1 「愛玩動物の火葬（返骨、収集を含む）に係る手数料の未納状況」

当事業では愛玩動物の火葬等も実施している。愛玩動物の火葬等については申込みを受け、火葬等を実施した後、月末に1ヶ月分を取りまとめ、翌月、申込者に対して手数料の納付書を送付し、申込者が納付することで、市は手数料を収入している。当事業の手数料の納入状況は図表5-4-16-6のとおりであり、令和5年度（2023年度）においては年度末時点の調定済み未納累計額が1,887千円であり、不納欠損処理を行った金額が259千円ある。また、未納件数割合が6.1%、未納額割合が6.4%であり高い状況である。

当事業における愛玩動物の火葬等は、利用者が手数料を負担することで受けることができるサービスである。そのため、未納者がいると、納入者と未納者の間で公平性の観点から課題が生じる。また市では、未納者に対して、直接訪問したり、再度納付書を送付したりと滞納対策を行っている。これらの対策に係る人件費や郵送費等も未納者に対して追加で必要になる経費であり、経済性の観点からも課題である。

現在は、火葬等の翌月に納付書を送付する運用になっているが、火葬等の受付時に収入する方策とするべきである。具体的には、職員等の人が現金を取り扱う場合、委託の仕様に組み込み業者に委託するか、市の専属職員を配置することなどが考えられる。一方、人が現金を取り扱わない場合、火葬施設や市役所に券売機を設置し、火葬チケットを購入した人にサービス提供することなどが考えられる。

措置の内容

チケット制を含めた前納制を検討していく。

No18 浄化槽清掃事業

結果 2 「浄化槽台帳の整備」

令和2年（2020年）4月の浄化槽法改正で、各都道府県知事、横須賀市等保健所設置市又は特別区の長が、浄化槽の種類や管理者情報、設置状況、清掃・点検・検査の状況等を記載した浄化槽台帳を作成することが規定された。浄化槽台帳は浄化槽の設置や管理状況を把握する上で欠かせないものであり、清掃等の実施率や法定検査受検率の基礎データとなるもので、横須賀市の生

活排水処理対策を適切に実施する上で不可欠なものである。浄化槽付き物件の建売等で浄化槽設置当時の管理者と現在の利用者（管理者）が異なり、現在の管理者を把握できていないケースや、下水道の更なる普及や利用者の死亡・転居等で既に浄化槽が除却済であったり、長期間使用されていなかったりするケースなどが相当数あるため、浄化槽台帳が浄化槽の設置・利用状況を適切に反映しているか、確かめることが重要である。横須賀市では、清掃や請求等の実績入力その他、市街化区域であるにも関わらず浄化槽台帳に残っている等、浄化槽の現存に疑義が生じた場合に浄化槽を調査し、必要な場合台帳からの職権削除を行うこと等で浄化槽台帳の整備を行っているが、未清掃・未検査先の戸別調査を行い、浄化槽の設置・利用状況が適切に台帳に反映されているかを確認する等の浄化槽台帳の精査は行っていない。所管課は、精査を行うことが難しい理由について、単独で浄化槽の精査を行うには十分な時間の確保が難しいと主張している。

適切な浄化槽台帳が整備運用されないと、受検率等向上や災害時の対応等様々な生活排水処理対策に活用することが難しくなる。

浄化槽台帳が横須賀市の浄化槽設置状況を正確に反映するものか、県、関係機関と連携し、浄化槽台帳内容の精査を行うべきである。なお他地方公共団体では、長期未清掃・未検査先への戸別調査や下水道台帳と浄化槽台帳の突合せ、「建売等で浄化槽設置当時の管理者と現在の利用者が異なり、現在の管理者を把握できていないケース」について、登記簿事項証明書を用いた調査を行うことで現管理者を特定し、ダイレクトメール発送や訪問を実施している事例がある。

措置の内容

すでに行っている浄化槽の現存に疑義が生じた場合の調査に加え、長期未清掃や法定検査未受検者の訪問調査、下水道接続の確認を行い、浄化槽台帳内容の精査を進めていく。

横須賀市監査委員公表

令和 7 年第 7 号

監査結果の報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 7 年 8 月 12 日

横須賀市監査委員	鷹	野	加裕子
同	井	上	東
同	南		まさみ
同	加	藤	ゆうすけ

税務部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和7年4月18日から同年6月26日まで

3 監査の対象及び範囲

税務部の所管に属する令和6年4月1日から令和7年2月28日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 収入に関する事務

専決規程によると、国・県支出金の交付決定は部長専決事項とされているが、「（新制度）個人県民税徴収取扱費に関する報告（交付請求）書

（令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 6 月 30 日分）について」の交付請求に係る
決裁文書において、税制課長の決裁により決定していたので、今後は、専
決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（税制課）

（2）支出に関する事務

「会計年度任用職員の任用について（総務係）」の決裁に添付された通
勤届の一部に通勤費の算出誤りがあったため、令和 6 年度分の会計年度任
用職員の報酬支出において、総額 3,600 円の支給不足が生じていたので、
必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

（資産税課）

（3）契約に関する事務

ア 契約履行規則では、賃貸借期間の初日までに契約者から物件の納入を
受け、リース物件納入書が提出されたときは、当該物件の使用開始前ま
でにこれを検査し、契約不適合がないことを確認しなければならないと
されており、契約事務取扱規程では、検査員は、検査を行ったときは、
検査書により、主管課長等に報告しなければならないとされている。し
かし、税務地図情報システム借上に係るリース物件納入検査において、
検査書による報告がされていなかったもので、今後は、契約事務取扱規程
に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（資産税課）

イ 契約規則によると、50万円以下の随意契約にあつては、契約の履行に
必要な要件を記載した見積書をもって請書等に代えることができると規
定されており、物件供給契約において見積書をもって請書等に代える場
合には、契約の履行に必要な要件として納入期限の記載が必要となる。
ハードウェア延長保守パックの購入に係る契約手続について、請書等に
代えて見積書をもって事務処理を行っていたが、見積書に納入期限が記
載されていなかったもので、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理
に改められたい。

（資産税課）

都市部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和7年4月18日から同年6月26日まで

3 監査の対象及び範囲

都市部の所管に属する令和6年4月1日から令和7年2月28日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 支出に関する事務

非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、非常勤特別職員の日

額による報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数に応じ、翌月15日までに支給することとされているが、横須賀市空家等対策協議会委員報酬について、令和6年7月26日開催分が同年9月13日、令和7年1月31日開催分が同年3月13日に支給されていたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(まちなみ景観課)

(2) 財産管理に関する事務

本公郷ハイム用地における公有財産使用承認について、公有財産使用承認申請及び使用承認に係る事務処理が行われていないもの（街路防犯灯3基）があった。また、同用地における行政財産目的外使用許可について、現況（許可電柱への電話線の共架8基）と異なる内容（許可電柱への電話線の共架7基）で行政財産目的外使用許可申請及び使用許可がされているものがあったので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な管理に改められたい。

(市営住宅課)

消防局監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和7年4月18日から同年6月26日まで

3 監査の対象及び範囲

消防局の所管に属する令和6年4月1日から令和7年2月28日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、指摘事項として記載すべきものはなかった。